

① 課税番号

お問合せの際に必要な番号になります。
ご不明な点等をお問合せの際には、こちらの番号をお伝えください。

② 年税額

1年間の市民税・県民税・森林環境税の合計金額が記載されています。
納付方法は給与天引き・年金天引き・納付書払い(または口座振替)の3種類あり、いずれの方法によるかは、所得の内容や年齢によって異なります。

③ 年金特徴税額

年税額のうち、年金から差し引かれる税額がこちらに記載されています。

その内訳となる、各月の年金から差し引かれる税額がこちらに記載されています。

※発送のタイミングや通知されている期間の違い等により、年金支払者から届く通知と金額が異なる場合がありますが、この通知書に記載されている金額が決定金額となります。

④ 所得控除額

社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除などの所得控除額の内訳と合計金額が記載されています。

⑤ 課税標準額

所得から所得控除を差し引いた、課税の対象となる金額が記載されています。

あなたの市民税・県民税・森林環境税を本書のとおり決定しましたので通知します。

お問合せ先

①

お問い合わせの際は、この番号をお伝えください。

▼課税期日時点氏名・住所 (単位:円)

▼市民税・県民税・森林環境税の合計金額

年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
②		③	⑥

▼通知書番号
▼会籍番号
▼支店名
▼口座番号
▼振替方法
▼口座名義人

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限	⑥
▼一括で納めていただく場合	
▼一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。	

▼年金特徴税額

納期限	③
▼今年度の4月～8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)	
▼今年度の10月～2月の公的年金から特別徴収される月と金額	
▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合、来年度の4月～8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)	
▼来年度より特別徴収される額	

▼所得金額等

給与収入	公的年金等収入
合計所得金額	
繰越損失額	
繰上所得金額等	
課税標準額	⑤

▼所得控除額

控除合計	④
------	---

▼扶養親族・特親該当区分

控除	老配	特配	老人	同居	その他	特親	他親	特親	他親	寡婦	専業主婦
⑦											

▼本人該当区分 (単位:円)

税額控除前所得割	⑧
所得割額	
均等割額	
森林環境税額	
減免額・免除額	
年税額 (住民税及び森林環境税の額)	
給与・公的年金等からの特別徴収税額	
差引普通徴収税額 (本年度納めていただく額)	
控除不足額 (うち還付額)	

⑥ 差引普通徴収税額

年税額のうち、納付書または口座振替で納めていただく金額が記載されています。
納付書で納付していただく場合は、各納期限までに納付をお願いします。
口座振替をご利用の方は、納期限の日に記載の口座から引き落とされます。

⑦ 扶養親族該当区分 本人該当区分

扶養親族該当区分には配偶者控除の有無と扶養親族の人数、障害者控除の適用人数が控除の種類ごとに記載されています。
本人該当区分には障害者控除・寡婦控除などの適用の有無が記載されています。

⑧ 算出税額

市民税・県民税の所得割額や均等割額、森林環境税などの年税額の内訳が記載されています。
寄附金税額控除や住宅ローン控除などの税額控除についてもこちらに記載されます。